

真狩村子ども医療費の助成に関する条例

令和7年3月14日

条例第14号

真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例(平成20年条例第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3) 「特定滞納者」とは、規則で定める特定滞納者をいう。
- (4) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - オ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定す

る日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。)又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(6) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(7) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

(1) 村内に住所を有する保護者の世帯に属する子ども(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの住所が村外の場合を含む)

(2) 村内の高等学校に在学する生徒のうち、子どものみが村内に住所を有する子ども

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している子ども

(3) 特定滞納者に監護されている子ども

(受給資格者の認定等)

第4条 保護者は、村長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 村長は、前項の規定により申請があった場合において、医療費の助成を受けることができる受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 村長は、前条に規定する受給資格者の認定を受けた子どもに係る医療費から保護者が負担すべき食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条に規定する助成は、保護者からの申請により行うものとする。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前条に規定する医療費を保険医療機関等に助成することができる。

3 前項の申請は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者がその資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者はその旨を速やかに村長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正な行為等により第5条に規定する助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の真狩村子ども医療費の助成に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第2条及び第3条の規定により新たに医療費の助成を受けることができる者における新条例第4条の認定申請及び受給者証の交付は、この条例の施行の日前に行うことができる。

真狩村子ども医療費の助成に関する条例施行規則

令和7年4月1日

規則第2号

真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則(平成20年規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、真狩村子ども医療費の助成に関する条例(令和7年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定滞納者)

第2条 条例第2条第3号に規定する特定滞納者は、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを監護する保護者のうち、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 村税等の滞納繰越がある保護者
 - (2) 前年度の3月31日(前年度以前に賦課すべき村税等の納期限が当該年度の4月1日から5月31日までのときはその日)までに納付すべき村税等の滞納がある保護者
- 2 前項第2号の規定について、出納整理期間までに納付があったときはこの限りでない。
- 3 村長は、災害等の理由により村税等の納付が困難と認めるときは、その納付が困難な期間について、第1項の規定にかかわらず、特定滞納者としないうことが出来るものとする。

(受給資格者の認定申請)

第3条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、子ども医療費受給資格者認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者たることを証する書類

(2) 子どもの属する世帯全員の所得の状況を明らかにする書類

- 2 村長は、前項の規定にかかわらず、認定申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。
- 3 村長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第4条 村長は、前条の規定により認定したときは、子ども医療費受給資格者登録台帳(様式第2号)に登録し、子ども医療費受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

- 2 村長は、前条の規定により認定申請を却下したときは、子ども医療費受給資格者認定申請却下通知書(様式第4号)により通知しなければならない。
- 3 受給者証をき損又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)を村長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、受給者証に第3条第1項第1号に規定する書類を添えて保険医療機関等に提示するものとする。ただし、受給者証に代えてマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(助成の申請)

第6条 条例第6条第1項に規定する助成の申請は、子ども医療費助成申請書(様式第6号)に保険医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

- 2 条例第6条第2項に規定する助成の申請は、子ども医療費助成金交付請求書(様式第7号)により行うものとする。

(助成額の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、子ども医療費支給決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第8条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 条例第3条第1項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 条例第3条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) 死亡したとき。

2 前項の規定に該当するときは、子ども医療費受給資格喪失届(様式第9号)を提出するとともに、速やかに受給者証を村長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療費受給資格変更届(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の真狩村子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に提出されている改正前の様式(次項において「旧様式」という。)は、この規則による改正後の様式(次項において「新様式」という。)とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧様式については当分の間、新様式とみなして使用することができる。